



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 12 日 (火)
第 8 3 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農林総合研究所における生産品の物品売払代金の収納事務の委託 (395) (農林総合研究所園芸試験場) 2
	開発行為に関する工事の完了 (396) (西部総合事務所生活環境局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (397) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (57) 3
◇ 労委告示	労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等 (1) 4
◇ 公 告	平成23年度鳥取県屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 5

告 示

鳥取県告示第395号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第396号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成23年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 開発許可の年月日及び番号

平成23年6月30日 鳥取県指令第201000130664号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字今吉

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉90-1

橋田 聖

鳥取県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 不二男 西伯郡大山町長田344

〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
〃 汐 田 俊 二 西伯郡大山町妻木497
〃 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
〃 種 田 紀 秋 西伯郡大山町安原144
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150
〃 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
〃 吉 田 隆 俊 西伯郡大山町保田19
〃 齋 木 統 宰 西伯郡大山町保田 1
〃 谷 野 忠 顕 西伯郡大山町平田74
〃 大 西 寿 正 米子市淀江町今津334- 2
〃 田 中 和 米子市淀江町今津366
〃 生 田 伸 一 米子市淀江町今津256- 1
〃 浅 井 親 男 米子市淀江町淀江863- 2
〃 朝 妻 豊 米子市淀江町淀江642- 1
監 事 伊 木 弟一郎 西伯郡大山町妻木499- 1
〃 谷 野 正 昭 西伯郡大山町平田80

平成23年5月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 豊 西伯郡大山町長田351
〃 深 田 政 行 西伯郡大山町妻木676
〃 汐 田 俊 二 西伯郡大山町妻木497
〃 谷 野 透 西伯郡大山町富岡21
〃 田 中 博 之 西伯郡大山町安原272
〃 堀 尾 晴 明 西伯郡大山町安原150
〃 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142
〃 吉 田 隆 俊 西伯郡大山町保田19
〃 齋 木 統 宰 西伯郡大山町保田 1
〃 谷 田 裕 之 西伯郡大山町平田114
〃 古 川 拓 郎 米子市淀江町今津323
〃 古 川 正 志 米子市淀江町今津321
〃 稲 田 悦 雄 米子市淀江町淀江976
〃 浅 井 親 男 米子市淀江町淀江863- 2
〃 唐 来 新 市 米子市淀江町淀江805- 3
監 事 伊 木 弟一郎 西伯郡大山町妻木499- 1
〃 山 根 讓 西伯郡大山町平田135

平成23年6月1日就任 任期 4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第57号

平成23年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年7月21日（木） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙又は鳥取県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について
 - (2) その他

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

平成23年7月12日

鳥取県労働委員会委員長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
相 澤 直 子	鳥取市	鳥取大学地域学部講師	平成23年5月11日
石 黒 豊	境港市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
太 田 正 志	米子市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
長 井 い ず み	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県議会議員	〃
吉 谷 康 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
五十嵐 美知義	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
池 内 保 子	〃	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	〃

小 椋 昌 美	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長	〃
田 中 穂	〃	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	〃
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部米子分会副執行委員長	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役副社長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社執行役員海務部長	〃
奥 村 政 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 協同組合やよいデパート理事・管理部部長	〃
木 下 辰太郎	〃	親和商事株式会社代表取締役社長	〃
千 原 達 郎	〃	米子商工会議所専務理事	〃
能 登 克 浩	倉吉市	倉吉商工会議所専務理事	〃
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
和 田 好 生	〃	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
竹 本 英 雄	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成14年4月1日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年1月1日

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成23年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成23年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成23年9月28日（水） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	広告物の施工に関する事項
平成23年9月29日（木） 午前10時から午後4時30分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局維持管理課並びに各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=170515>）において配布す

る。

(2) 受講申込書の受付期間

平成23年7月12日（火）から同年9月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年9月14日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（電話0857-26-7371）